

株式会社ジェイエイ仙南サービス

【単位:円】

貸借対照表(平成24年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
I. 流動資産		I. 流動負債	
(1) 現金	16,860,070	(1) 購買未払金	949,137,633
(2) 預金	747,951,844	(2) その他事業未払金	2,467,318
(3) 受取手形	1,931,247	(3) リース債務	35,224,200
(4) 購買未収金	357,503,337	(4) 購買前受金	305,425
(5) その他事業未収金	20,554,317	(5) 賞与引当金	13,815,665
(6) 棚卸商品	49,935,526	(6) 雑負債	163,917,279
(7) 商品券	336,000	流動負債合計	1,164,867,520
(8) 未収収益	68,293		
(9) 前払費用	6,090,434	II. 固定負債	
(10) 雑資産	131,547,837	(1) リース債務	247,135,005
(11) 貸倒引当金	△ 6,347,760	(2) 退職給付引当金	50,595,621
流動資産合計	1,326,431,145	(3) 役員退職慰労引当金	4,402,128
		固定負債計	302,132,754
		負債計	1,467,000,274
II. 固定資産		純資産の部	
1. 有形固定資産		I. 株主資本	
(1) 器具・備品	10,478,909	1. 資本金	90,000,000
(2) 車両運搬具	870,924	2. 利益剰余金	
(3) 機械・装置	450,000	(1) 利益準備金	22,500,000
(4) リース資産	318,765,799	(2) その他利益剰余金	42,885,181
器具・備品減価償却累計額(控除)	△ 7,129,116	繰越利益剰余金	42,885,181
車両運搬具減価償却累計額(控除)	△ 844,796	利益剰余金合計	65,385,181
機械・装置減価償却累計額(控除)	△ 200,755		
リース資産減価償却累計額(控除)	△ 31,910,701	株主資本合計	155,385,181
有形固定資産合計	290,480,264	純資産合計	155,385,181
2. 無形固定資産	174,883		
固定資産合計	290,655,147		
III. 投資その他資産			
(1) 外部出資金	9,141,000		
(2) 外部出資等損失引当金	△ 9,000,000		
(3) 繰延税金資産	5,158,163		
資産合計	1,622,385,455	負債・純資産の部合計	1,622,385,455

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・ 売価還元法による原価法(貸借対照表額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 固定資産の減価償却の方法

<有形固定資産>

a) 建物

- ・ 建物については、みやぎ仙南農業協同組合から賃借しているためありません。

b) 建物以外

- ・ 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

- ・ 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、耐用年数および残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

<無形固定資産>

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却を行っています。

<リース資産>

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次の通り計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の10により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

- ・ 社員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

- ・社員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、当社は社員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

- ・役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

- ・当社の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては移動平均法による原価法により、必要と認められる額を計上しています。

④ リース取引に係る会計処理の方法

- ・リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑤ 消費税等の会計処理

- ・消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

⑥ 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

- ・当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しています。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」は事業費用から控除しており、「償却債権取立益」は事業外収益に計上しています。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

①発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
普通株式	1,800	0	0	1,800	
合計	1,800	0	0	1,800	

②当事業年度中に行った剰余金処理に関する事項

平成23年6月21日開催の第6期定時株主総会において、次の通り決議されました。

- ・剰余金については、利益準備金に2,500,000円、普通株式の配当に4,500,000円、次期繰越利益剰余金に18,000,199円計上しました。

③当事業年度の末日後に行う剰余金処理に関する事項

平成24年6月25日開催予定の第7期定時株主総会において、次の通り議案を予定しております。

- ・剰余金については、別途積立金に10,000,000円、普通株式の配当に10,000,000円、次期繰越利益剰余金に22,885,181円の処理を予定しております。

配当金の総額	10,000,000円
1株当たり配当額	5,556円
基準日	2012年3月31日
効力発生日	2012年6月25日

3. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	968,582円
賞与引当金超過額	5,393,766円
役員退職慰労引当金超過額	1,718,541円
退職給付引当金超過額	19,752,678円
その他	125,318円
繰延税金資産 小計	27,958,886円
評価性引当額	△19,557,886円
繰延税金資産 合計 (A)	8,401,000円

繰延税金負債

資産除去費用有形資産計上額	3,242,837円
繰延税金負債 合計 (B)	3,242,837円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	5,158,163円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	41.08%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない額	3.95%
住民税均等割等	1.34%
評価性引当額の増減	17.70%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.25%
その他	△ 0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	64.04%

(3) 法定実効税率の変更

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、また、平成27年3月31日までの期間(指定期間)に開始する事業年度については、復興特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の41.08%から、指定期間内に開始する事業年度については39.04%、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については36.73%に変更されました。その結果、繰延税金資産が78,000円減少し、法人税等調整額が78,000円増加しています。

4. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社角田セルフSSの土地は、土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は30年、割引率は2.031%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（平成23年8月）	16,400,000円
有形固定資産の取得に伴う増加額	199,373円
時の経過による調整額	121,478円
資産除去債務の履行による減少額	0円
期末残高	16,079,149円

5. その他の注記

(1) 貸借対照表計上額における時価の算定方法

【資産】

① 現金・預金

・現金・預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

② 受取手形・購買未収金・その他事業未収金

・受取手形、各未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 購買未払金・購買前受金

・購買未払金・購買前受金については短期間で決裁され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 時価を把握するのが極めて困難と認められる商品は次の通りであり、これらは金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	9,141,000円

(*)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。